

## 大阪大学産業科学研究所財務委員会内規

### (設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、企画立案する。

- (1) 予算配分に関すること。
- (2) 決算報告に関すること。
- (3) その他予算に関する重要事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 財務・施設担当の産業科学研究所役員会構成員
- (3) 附属研究施設の長
- (4) 産業科学研究所共通施設運営委員会委員長
- (5) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授 各1名
- (6) 事務部長
- (7) 研究連携課長
- (8) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第5号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

### (委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### (事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

### (雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成16年5月27日から施行する。

2 この規程施行後最初に委嘱される第3条第1項第4号及び第7号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

### 附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。